

## 業務管理体制に係る確認検査

事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正行為を未然に防止するとともに利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るため、事業者には業務管理体制の整備・届出が義務付けられています。(介護保険法第115条の32第1項及び第2項)

当市では、指定事業所等の全てが豊中市に所在する事業者に対して、介護保険法第115条の33第1項に基づき、届出のあった業務管理体制の整備やその運用状況を確認するために、「確認検査」を実施しています。

### 1. 確認検査の視点等

確認検査では、事業者の規模等に応じた業務管理体制（法令等遵守態勢）が整備されているかを下記の視点等に基づき確認します。

#### 【 確認の視点 】

##### (1) 方針の策定

- ① 法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ② 法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③ 方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

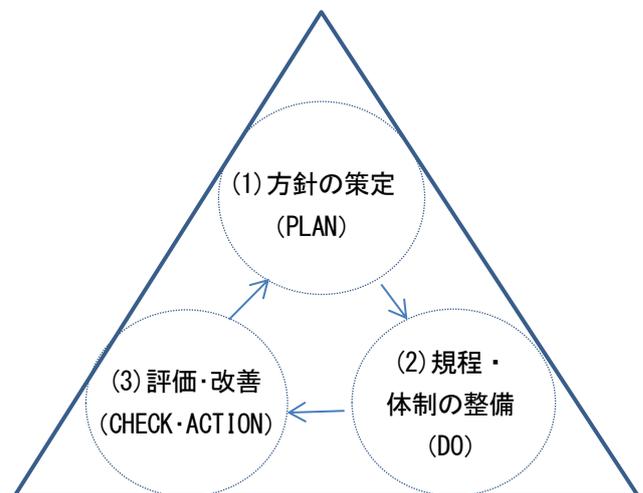
##### (2) 内部規程・組織体制の整備

- ① 法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ② 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢（体制）を整備しているか。
- ③ 各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

##### (3) 評価・改善活動

- ① 法令等遵守状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ② 検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

#### 【 法令等遵守態勢<sup>1</sup>の概念図 】



#### 【 確認検査後の対応 】

確認検査で問題点が明らかになった場合は、事業者に対して改善を求めます。

#### 【 自己点検のポイント 】

☞次ページ [業務管理体制の自己点検 \(例\)](#)

<sup>1</sup> 「法令等遵守」とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したものです。

「態勢」とは、組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指しています。

## 2. 確認検査の種類とその内容

確認検査の種類等は、豊中市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱<sup>2</sup>に定められており、具体的には以下のとおりです。

### (1) 一般検査

対 象	指定事業所等の全てが豊中市に所在する介護サービス事業者
頻 度	定期的（概ね6年に1回）
検査内容	① 法令遵守責任者の役割及びその業務内容 ② 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容 ③ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容 （注）②、③は該当する事業者

### (2) 特別検査

対 象	指定事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合の当該介護保険事業者
頻 度	随時
検査内容	① 業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証 ② 指定取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

### 参考 **業務管理体制の自己点検（例）**

- ① 取締役等の役割・責任
  - 取締役は法令等遵守に対する認識はあるか。
- ② 法令等遵守方針の整備・周知
  - 法令等遵守方針を定め、全役職員に周知しているか。
- ③ 法令遵守責任者
  - 法令遵守責任者の役割及び業務内容を定め、全役職員に周知しているか。
- ④ 法令等遵守規程等
  - 法令等遵守規程等を定め、全役職員に周知しているか。
- ⑤ 業務管理体制の取組状況
  - 法令等遵守に向けて、法人全体で取り組んでいるか。
    - ・行政、関係団体等から法令等遵守関連情報を収集し、全役職員に周知しているか。等
- ⑥ 評価・改善
  - 法令等遵守の実施状況を適時、適切に把握、分析し、業務内容の見直し等を行っているか

◇ 市のホームページに、業務管理体制自主点検表を掲載しておりますので、ご利用ください。

トップページ⇒「健康・福祉・医療」⇒「介護保険・高齢者福祉」⇒「法人・事業所等の指導」  
⇒（指定介護保険サービス）業務管理体制の整備に関する届出内容の確認（一般検査）について  
⇒「自主点検表様式」⇒「業務管理体制自主点検表」

<sup>2</sup> 豊中市介護保険事業者業務管理体制整備確認検査実施要綱（P77）

（検査の実施方法）

第4条 一般検査及び特別検査の実施方法については、次のとおりとする。

#### 1 一般検査

介護保険事業者における業務管理体制の整備及び運用状況を確認するため、法第115条の32第2項に基づく届出の内容に関する報告書類の提出を求め、書面検査等を実施する。なお、報告等の内容に不備が認められ、その改善が見込まれない場合は当該介護保険事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備及び運用状況を確認する。

#### 2 特別検査

指定事業所等の指定取消相当の事案が発覚した場合に、当該介護保険事業者の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況及び組織的関与の有無を確認する。

